

### 2 提案検討のポイント

#### ① 地域の課題・支障事例を住民との接点の中から把握する

提案を考える上で最も重要なのが、提案の原動力となる「地域の課題・支障事例」を把握することです。

#### 地域の課題・支障事例を把握する手法（例）

##### 地方公共団体の内部から把握



- 地域住民・事業者等の相談窓口となる担当者に集まる情報
- 首長へのメールや手紙、地方公共団体の目安箱への投書の窓口となる担当者に集まる情報
- 首長や職員の外部での講演や会見における発言内容
- 地方から関係機関に行う政策要望(特区を含む)の内容



##### 地域住民等から把握

- 地方公共団体が行うワークショップ・説明会で寄せられる要望・意見
- 地域住民から地方公共団体に寄せられる政策提案
- 住民サービスに関わるNPO、事業者が日頃から抱える疑問・要望（公共施設の管理事業者、地域の開発事業者、福祉関係のNPOなど）
- その分野の現場関係者が日頃から抱える疑問・要望（子ども・子育て分野における幼稚園教諭や保育士など）

## ② あらかじめ確認しておくことが望ましい事項

事前相談の段階では、提案内容や支障事例が必ずしも明確である必要はありませんが、相談を円滑に進めるため、提案団体において確認しておくことが望ましいポイントがいくつかあります。

### (1) 根拠法令の確認

地域の課題を解決するために、

- ① 提案に関係している業務がどの法令等に基づき行われているものなのか
- ② どの法令等が業務の支障となっているのか

について確認しておくことが望ましいです。

### (2) 提案の対象であるかどうか

提案募集方式を活用するためには、まず提案の対象であること、具体的には、

- ① 地方公共団体への事務・権限の移譲
- ② 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

のいずれかに該当する必要があります。

その際、法令等の規定によって、地方公共団体に対し、一定の行為が裁量の余地なく求められているかが判断のポイントになります。

### (3) 制度改正の必要性・効果の整理

地域の課題（支障）をどのように解決したらよいか、解決すると住民にとってどのような効果があるかということを整理します。

制度改正による効果を記載する際には、「〇〇の事務が煩雑であることから、業務の効率化につながる」という行政側の視点に加え、「〇〇など、住民サービスの向上にもつながる」という住民目線の視点を伴う内容の方が、提案の説得力が高まります。

## 2 提案してみよう

### ③ 支障事例について

支障事例は、現行の法令等によって、地域の現場が困っている点を具体的な事例として示すものであり、提案の中で最も重要な要素と言えます。説得力のある支障事例を示すことで、制度を所管する府省の理解を得て提案が実現される可能性を高めることができます。このため、支障事例は、現場に詳しい関係者とコミュニケーションをとりながらまとめていく必要があります。

これまでの提案から、支障事例には、いくつかの類型がみられます。

#### 支障事例にみられる主な類型

##### ● 今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

1. 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
2. 国の定めによって、不合理な状況や無駄な仕事が発生している

##### ● 全国一律基準の緩和を求める場合

3. 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない
4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
5. 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

##### ● ルールの明確化を求める場合

6. 法令の解釈が曖昧
7. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧

##### ● 事務の簡素化を求める場合

8. 書類・記入様式が多すぎるなど、事務的負担があまりにも大きい
9. 国(都道府県)への協議に時間がかかり、迅速な対応ができない
10. そもそも国との協議が形骸化しているにもかかわらず事務が発生している

## ④ 提案募集方式データベース

提案募集方式データベースは、これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理したものです。過去の提案の確認や支障事例の書き方の参考としてご活用ください。

### ● 検索の特長 ●

1. 各年や分野別にこれまでの提案を検索することができます。
2. 提案団体や所管・関係府省庁、法令別にも検索することができます。
3. 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)を検索することができます。
4. 措置に伴い発出された通知、その他資料等についても閲覧することができます。

### ● 検索の手順 ●

- ① 内閣府地方分権改革推進室の提案募集方式データベース(下記アドレス)にアクセスし、提案募集方式データベース(Excel形式)をダウンロードしてください。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>



- ② ダウンロードしたエクセルファイルを開くと、下図のような表が表示されます。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(備考等)
H30	16	10.運輸・交通	指定都市	浜松市、熱海市、御殿場市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第31条第1項 鉄道に関する	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設	地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うに当たり、道路法第31条	【支障事例】道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_ketoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_ketoku.html</a>

③ 検索する項目のフィルター機能をクリックすると下部に検索ボックスとリストが表示されます。

④ 検索する要素を検索ボックスに入力するか、またはリストから検索要素を選択してクリックしてください(複数選択が可能です)。

⑤ OKをクリックしてください。検索結果が表示されます。

URLからは、提案により発出された通知等の資料が閲覧可能です。

対応方針(閣議決定)記載内容(提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	届の担当部署
6【国土交通省】(1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令文> 5【国土交通省】(1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことを地方運輸局、鉄道事業者及び地方公共団体に通知する。【措置済み(令和元年12月10日付国土交通省鉄道局施設課長通知)】	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取扱いについて(令和元年12月10日付国土交通省令第214号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_ketoku.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_ketoku.html</a>	国土交通省鉄道局施設課